



4月以降の児童手当制度

4月から「子ども手当」に変わって「児童手当」制度が始まりました。

3月31日時点で「子ども手当」を受給していた人は、改めて申請することなく4月分からの「児童手当」を受給することができます。ただし、転入された人や子どもが生まれた人は、転入日や誕生日から15日以内に申請してください。

◎支給対象

市内に住所を有し、0歳から中学校修了前までの児童を養育している人

◎支給月額（1人当たり）

区分	金額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上の世帯の児童	5,000円

◎所得制限 6月分の支給から所得制限が導入されます。所得制限を超える世帯の児童にも当分の間、一律5,000円が支給されます。

※所得制限限度額は扶養親族等の人数により異なります。

◎支給月

6月、10月、平成25年2月

※6月の支給は、2・3月分の「子ども手当」と4・5月分の「児童手当」をあわせて支給します。

◎現況届 児童手当を受給している人は、6月に現況届の提出が必要です。

〈問い合わせ先〉 こども福祉課子育て支援係 (☎ 82・1175)



新しい在留管理制度がスタート

7月9日に、外国人登録制度が廃止され、新たな在留管理制度がスタートします。このことにより外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象になり住民票が作成され、世帯全員が記載された住民票の写し等の発行が可能になるなどの利便性が向上します。

外国人登録原票を基に、対象者には仮住民票を作成して通知し、その記載内容で施行日に住民票を作成します。5月中旬ごろの発送を予定していますので、記載内容の確認にご協力をお願いします。なお、外国人登録証明書の在留期間・資格の更新をされていない人については、住民票が作成できませんので、入国管理局や市役所への手続きはお早めをお願いします。

詳細は、入国管理局のホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>) をご覧ください。

■住民票を作成する対象者

①中長期在留者

3か月以下の在留期間が決定された人以外の人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された人以外の人

②特別永住者

入管特例法による特別永住者

③出生・国籍喪失による経過滞在者

出生または日本国籍の喪失により日本国に在留することとなった外国人

※入管法により、当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留することができます。

〈問い合わせ先〉 市民課 (☎ 82・1140)